

美浜町制70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美浜町制70周年の機運醸成および美浜町制70周年を町内外に周知することを目的とし、美浜町制70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 前条に定めるロゴマークとは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、町及び町制70周年の啓発に係る各種利用に関し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又はそのおそれがある場合
- (2) ロゴマークのイメージを傷つけ、又はそのおそれがある場合
- (3) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又はそのおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがある場合
- (6) その他、町長が使用について適当でないと認める場合

(使用申請)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ美浜町制70周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が業務のために使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 美浜町制70周年記念事業に係る実行委員会が使用する場合
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (5) その他町長が適当と認める場合

(使用承認)

第5条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に美浜町制70周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「使用（変更）承認通知書」という。）

により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付すことができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に美浜町制70周年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第7条 使用承認期間は、町長が認める場合を除き、令和8年3月31日までとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) ロゴマークを使用し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合はその写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、美浜町制70周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第4号。以下「使用承認変更申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときには、使用者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

4 使用者は、変更承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 町長は、使用者が各号のいずれかに該当すると認められたときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったと認めるとき。
- (3) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定より使用の承認を取り消したときは、その使用者に美浜町制70周年記念ロゴマーク使用承認取消書(様式第5号。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以降、当該使用物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消されたときは、その使用者に対し、ロゴマークを使用した物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第11条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町長及び町は賠償する責任を一切負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町長及び町は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(事務局)

第12条 ロゴマークの管理に係る事務局は、総務部地域戦略課内に置く。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(別図)

ロゴマーク

A



B



C



様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

美浜町制70周年記念ロゴマーク使用承認申請書

美浜町長 様

申請者

住 所

団体名等

代表者氏名

電話番号

以下のとおり、美浜町制70周年記念ロゴマークの使用について申請します。

記

1 事業等の名称	
2 使用方法	(ロゴマークの使用方法を具体的に記載してください)
3 使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※ 本申請書に、使用状況等が分かる図案等を添付してください。

提出先：美浜町総務部地域戦略課

E-mail senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp

FAX 0569-82-4153

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

美浜町制70周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書

様

美浜町長 八谷 充 則

令和 年 月 日付けで申請のありました美浜町制70周年記念ロゴマークの使用について、下記のとおり承認します。

記

1 事業等の名称	
2 使用方法	
3 使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 使用承認の条件	

問い合わせ先

美浜町総務部地域戦略課

〒470-2492 美浜町大字河和字北田面 106 番地

TEL 0569-82-1111 内線 227

FAX 0569-82-4153

E-mail senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

美浜町制70周年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書

様

美浜町長 八谷 充 則

令和 年 月 日付けで申請のありました美浜町制70周年記念ロゴマークの使用について、審査の結果、不承認となったことを通知します。

記

1 事業等の名称	
2 使用方法	
3 使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 不承認理由	

問い合わせ先

美浜町総務部地域戦略課

〒470-2492 美浜町大字河和字北田面 106 番

TEL 0569-82-1111 内線 227

FAX 0569-82-4153

E-mail senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp

令和 年 月 日

美浜町制70周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書

美浜町長 様

申請者

住 所

団体名等

代表者氏名

電話番号

令和 年 月 日付けで承認通知のありました、美浜町制70周年記念ロゴマークの使用について、変更申請します。

記

1 事業等の名称	
2 使用方法	(ロゴマークの使用方法を具体的に記載してください)
3 変更使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 変更理由	

※ 本申請書に、使用状況等が分かる図案等を添付してください。

提出先：美浜町総務部地域戦略課

E-mail senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp

FAX 0569-82-4153

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

美浜町制70周年記念ロゴマーク使用承認取消書

様

美浜町長 八谷 充 則

令和 年 月 日付けで承認通知をいたしました美浜町制70周年記念
ロゴマークの使用について、承認取り消しを通知します。

記

1 事業等の名称	
2 承認取消理由	

問い合わせ先

美浜町総務部地域戦略課

〒470-2492 美浜町大字河和字北田面 106 番地

TEL 0569-82-1111 内線 227

FAX 0569-82-4153

E-mail senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp